

我孫子市地域防災計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

■ パブリックコメントの結果

我孫子市地域防災計画(案)についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

- 1 募集期間 令和6年12月16日から令和7年1月15日
- 2 提出人数 2名
- 3 意見総数 30件
- 4 公表場所

市民安全課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

- 5 意見公募した内容 我孫子市地域防災計画(案)(別紙参照)
- 6 意見と意見に対する市の考え方

整理番号	意見	提出された意見	意見に対する市の考え方
	理由		
1-1	意見	地域防災計画の230ページの避難の種類及び発令基準の目安の表から外水氾濫の基準観測所から栗橋観測所を削除していただきたい。併せて、田中調節池の水位を避難の判断基準に加えていただきたい。	<p>我孫子市では、利根川の外水氾濫に対する避難情報の発令基準については、栗橋、芽吹橋、取手、押付の4か所の基準水位観測所の水位に基づき発令することとしています。</p> <p>当市は利根川の中流域に位置し、広く河川に面しており、避難情報発令時の対象人数についても4万人を超える人数となります。このことから多くの市民の方が安全かつ円滑に避難していただくため、避難に要するリードタイムを多く確保する必要があります。そのため、利根川上流域に位置する栗橋水位観測所を発令基準の目安に加え、少なくとも6～7時間のリードタイムを確保しています。</p> <p>また、我孫子市においては基準水位観測所において定められている洪水予報・水防警報の基準水位(例:「避難判断水位」)に基づき避難情報を発令することとしていることから、基準水位の設定がない田中調節池の青山水門内水位観測所を発令基準とする予定はありません。</p> <p>このことから、地域防災計画に記載の内容については原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容を参考に、引き続き洪水時の円滑な避難情報の発令や、住民の皆さんの安全な避難に取り組んでいきます。</p>
	理由	<p>令和元年10月の台風19号の時に10月13日午前0時30分に避難勧告が発令されたが、この時は栗橋観測所が避難判断水位を超えたためである。しかし、栗橋と取手観測所の距離は4.7キロメートルあり取手観測所の水位が避難判断水位を超えたのは栗橋に遅れること13時間であった。</p> <p>この遅れの要因には距離以外に栗橋観測所と取手観測所の間で大規模な調節池が3か所あり、水位の低減が図られる効果が発揮されることもある。</p> <p>このため、避難勧告が発令されても我孫子で氾濫の危険が長時間発生せず、市民は避難行動を起こさないことになってしまう。その半日後に実際に浸水発生の危険が出た時点では避難勧告が発令済みとなるため、避難が必要な時点で避難行動を起こすことが遅れ、浸水に気づいたときには、もはや洪水に囲まれ歩くこともできず、避難できない事態を招いてしまう。</p> <p>こうした事態を防止するためには、利根川本川と市街地の間に存在する田中調節池の水位を基準に加えて、栗橋観測所の水位は基準から削除すべきである。</p> <p>国土交通省の利根川上流河川事務所が公表している「堤防決壊時の市区町別浸水特性」文書の1ページ目にも田中調節池周囲堤の決壊に備えるための「受け持つ観測所は、芽吹橋水位観測所と田中内水位観測所ですので、出水時はこの観測所の水位を注視してください。」と明記されている。</p> <p>また、我孫子市と同様に田中調節池の周囲堤に隣接している柏市では田中調節池の青山水門内水位観測所の水位が3.14メートルで高齢者避難、4.14メートルで避難指示を発令する基準としている。</p> <p>我孫子市においても、避難指示が出された時点で、市民が避難行動を起こす必要性を感じる基準に是非とも改めていただきたい。</p>	
1-2	意見	手賀沼の外水氾濫の基準観測所に手賀沼水位観測所を加	手賀沼、手賀川については連綿する河

		え、氾濫危険水位の2.8メートルを追加する改定をしていただきたい。 それぞれの発令対象区域も地区名を具体的に記載していただきたい。	川であり、また市民の皆さんも同一的な河川という認識を持たれている方が多い状況です。そのため一体的な対策が求められ、また手賀沼・手賀川の基準観測所も、ほぼ同一箇所に設置されていることから、洪水予報・水防警報の基準水位が明確に定められており、利根川との合流地点に近いバックウォーター現象などの被害発生も予想される、「手賀川」の新曙橋水位観測所の水位を基準に避難情報を発令することとしています。 また、浸水想定区域は多くの地域にまたがり、字名の数が非常に多くなることや、該当する字内においても避難対象とならない世帯があることから、混乱なくわかりやすい避難情報をお伝えするため、「浸水想定区域内にお住まいの方」という表現で発令しています。 このことから、地域防災計画に記載の内容については原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容を参考に、引き続き洪水時の円滑な避難情報の発令や、住民の皆さんの安全な避難に取り組んでいきます。
	理由	手賀沼と手賀川では堤防の高さが相違している。このため、氾濫危険水位が異なっている。避難指示の基準が手賀沼・手賀川同一の3.75メートルとなっているが、手賀沼の堤防の高さは2.8メートルの箇所があるので、避難指示が発令される水位ではすでに越水が始まってしまっている。緊急安全確保の発令基準に「手賀沼が越流した時」がある。千葉県からこの水位に到達したときに通知が発出されるため、避難指示を発令する前に緊急安全確保を発令しなければならないという逆転現象を招いてしまう。この事態を回避するために、手賀沼と手賀川の基準を分離して定めていただきたい。 更に、手賀沼については、手賀大橋の東西で堤防の整備状況が異なっているため、発令対象地域を手賀大橋で分けて、発令基準を別の基準で整備していただきたい。若松地区は2.8メートルで避難指示を発出する必要はなく、手賀大橋の東区域のみ手賀沼水位観測所の水位が2.8メートルとなった時点で避難指示を出すように改めていただきたい。	
2-1	意見	・全体的・最初に「令和7年度 予算案・税制改正等概要（内閣府防災担当）令和6年12月」を、再考していただきたい。我孫子市の事業を、今までの継続だけではなく、足りない「事業」等へも、将来への災害を想像して、新たに追加提案（予算を受け取る）をお願いします。次の件について再考を！ ・土砂災害・水害等の災害時における避難対策等・推進 ・防災計画の充実のための取組推進 ・防災を担う人材の育成・訓練の充実 ・実践的な防災行動の推進 ・プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施に必要な経費 ・避難生活環境の改善に向けた対策の拡充 ・災害時に活用可能なトレー ラハウス等に係る登録制度 ・火山災害対策の推進 以上のような対策に、予算が付くことであれば利用をすべきと考えます。 また、スフィアハンドブックの数値だけでない、対応をお願いします。	地域防災計画に記載の内容については原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、国の動向を注視し、災害対策や事業実施にあたり参考とさせていただきます。
	理由	今までは、「予算が足りない、時期がまだ早い等」の意見があったかに思います。また、必要となると考えられる事業も、後回しであったように、感じられます。今後この数年間に、国は予算を付けて、頑張ろうとの考えが、今までよりは見受けられますので、この時期を逃さずに、提案をすると、市民への還元が出来るからであります。	
2-2	意見	総論編 第2節 第1 我孫子市 (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関することとあるが、→「物価の安定」とは、どの様な要件を示しているのか不明であるため、(15)の下側に、詳細を記載願います。	記載している内容については、千葉県地域防災計画に記載された「処理すべき事務又は業務の大綱」の内、「市町村」の項目に位置付けられているものです。 千葉県地域防災計画と我孫子市地域防災計画の整合性を図る観点から原文通りとさせていただきますが、ご意見については、参考とさせていただきます。
	理由	『物価の安定』とは、市役所で出来ることなのかが不明のため、説明をお願いします。	
2-3	意見	地震対策編 2章 3節 地盤災害の防止	記載の内容については、土砂災害防止

		<p>1 .土砂災害の防止 (4) 要配慮者利用施設の避難体制の整備</p> <p>・・・なお、市長は避難確保計画を作成していない管理者等に対して作成を指示し、指示に従わなかった場合は、その旨を公表し作成を促す。とあるが、意見は、・・・管理者等に対して、作成を指示し『作成を促す、その後に、』指示に従わなかった場合は、その旨を公表することを明示する。</p>	<p>法第8条に基づく記載内容であるため、原文通りとさせていただきますが、ご意見を参考に、要配慮者利用施設の避難体制の整備に取り組んでいきます。</p>
	理由	<p>この文書を読み込んだ時に、市民が『怖い』と感じないように、優しい手順で、お願いします。文の順番が、違っているのではと考えて、『作成を促す、その後に、』内の太字を追加記載願います。</p>	
2-4	意見	<p>地震対策編 2章 3節 地盤災害の防止</p> <p>2.急傾斜地崩壊対策 (1) から (4) までは、県の対応が記載あり、我孫子市の対応を (5) に追加記載要す。</p>	<p>急傾斜地崩壊危険区域の指定業務などについては、急傾斜地法に基づく県の業務となるため、原文通りとさせていただきますが、ご意見を参考に、地盤災害の対策に取り組んでいきます。</p>
	意見	<p>市民に身近にある、自治体としての意見の記載がないため、我孫子市としての対策を記載すべきではないかと考えました。我孫子市民が安心して過ごすことが出来るようにと、緊急時には、身の安全を図る事がすぐに、出来るように、想いを推察しました。</p>	
2-5	意見	<p>地震対策編 2章 3節 地盤災害の防止</p> <p>第2 液状化対策 3 ライフラインの液状化対策</p> <p>ライフライン事業者は、管路の新設・更新等において、・・・とあるが、管路等設備の新設・更新等において、の様に、「設備」を追加記載したほうが良いのではと考えました。また、道路状態も同様な対策をお願いします。</p>	<p>個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、関連事業者も含め、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。</p>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・管路だけではないと考えたためです。(当然、相手方との了解も必要と考えます) ・設備だけではなく、元の道路の構造にも安全な配慮をお願いします。 	
2-6	意見	<p>地震対策編 2章 4節 火災予防対策</p> <p>1 出火防止 5.文化財の防火対策</p> <p>消防本部は、文化財管理者に対し文化財の防火対策を指導する。とあるが、最後に『その後、立会確認をする、および繰り返し指導等をし、財産を守る』旨の追加記載をお願いします。</p>	<p>個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。</p>
	理由	<p>文化財の焼失は、人類の大きな損失と考えられるため、指導しただけではなく、指導した防火対策を生かすため、最後の詰めを記載する必要があると考えました。</p> <p>設備は、作って終わりではなく、当初と同様な運用がスムーズに出来て、良いのではと考えます。まして、文化財ですので、理解が出来ると考えます。</p>	
2-7	意見	<p>地震対策編 2章 4節 火災予防対策</p> <p>第4 自主救護能力の向上</p> <p>消防本部は、市民の自主救護能力の向上を図るため、救命講習等を実施する。とあるが、『関係団体等とも連携協力を図り、幅広い市民(児童、生徒等も含める)の能力を高める』と記載すべき。</p>	<p>個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。</p>
	理由	<p>消防本部のみの、現行職員のみでは、対応が覚束なくなることは、高齢者等が増加する中で、想定ができるため、今の状態(市民が余裕が少しでもある時にこそ)関係団体等との協力が出来るように、対策をするべきと考えました。</p>	
2-8	意見	<p>地震対策編 2章 5節 防災拠点施設の整備</p> <p>第2 避難場所等の整備</p> <p>1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>現在、・・・「大地震に対する市町村避難対策計画推進要綱」(千葉県昭和48年8月)の選定基準を参考にとあるが、・・・50年前の要綱である、現行にあった根拠へと示</p>	<p>ご意見をいただきました箇所については、次の通り修正いたします。</p> <p>(修正前)</p> <p>「大地震に対する市町村避難対策計画推進要綱」(千葉県 昭和48年8月)</p> <p>(修正後)</p>

		してほしい。	「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府(防災担当)平成29年3月)
	理由	根拠の文書を探しても、調べきれないため、50年前に今の状態を想定できないのではと考えました。また、常に現状に、修正をしているのではないかと考えました。修正した場合の根拠も示してほしいです。	
2-9	意見	地震対策編 2章 5節 防災拠点施設の整備 第2 避難場所等の整備 2. 避難所の整備 (2) 避難所の大規模停電対策 市民安全課、教委総務課、生涯学習課及び市民協働推進課は、大規模停電が発生した場合に備え、避難所の安全対策のため非常用電源等、必要な整備に努める。 ア、非常用電源設備の整備 イ、ポータブル非常用電源の整備 とあるが、「いつ頃までに整備を行う旨、目標を記載してほしい」	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法や目標数値など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	市民の安全安心のため、いつ起こるか不明の大規模停電のため、目標を記載すべきと考えます。「今後10年後頃までに行うような計画ではないのではと、考えました」	
2-10	意見	地震対策編 2章 5節 防災拠点施設の整備 第2 避難場所等の整備 3. 福祉避難所の整備 高齢者支援課、障害者支援課、保育課、子ども相談課、市民協働推進課及び市民安全課は、福祉避難所に指定した建物には、次のような設備の整備に努める。とあるが、どの程度の数量をいつまでに整備するかの目標を記載してほしい。	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法や目標数値など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	その指定した場所を使用する方々に対しての、安心安全のために、目標(数量及び到達時期)を定めて、努力をするべきと考えるためです。 また、途中でも、施設の補修が必要となる場合もあると考えますので、当初計画の目標を記載することが必要であると考えました。	
2-11	意見	地震対策編 2章 5節 防災拠点施設の整備 第3 避難路の整備 道路課は、災害発生時において、市民が安全に避難できるように広い幅員、歩道をもった道路を整備する。とあるが、⇒『・・・広い幅員、(優しい)歩道をもった道路へと、整備する。』と修正をお願いします。 及び、『物品を避難所等への搬入する場合に、利用するトレーラトラックなどが、スムーズに作業を出来るように、通行する道路に対して、幅広い幅員の道路や、トラック重量でも、耐圧可能な、25tや、30t程度の耐圧の道路構造に整備をする』と記載願います。	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法や目標数値など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	避難時において、市民が安全に移動を試みることを、支援する意味合いからでは、通常の読み方であると、広い幅員・歩道をもって(整備無し)の道路では、整備をしないと読めるため、及び、歩道の登り下りがあると、歩きに不自由な方々が、こまるため、優しい歩道(平らな歩道)へと早急整備をお願いします。 ⇒を⇒へとへ修正をお願いします。 非常時において、運搬の効率を図る必要があるため。	
2-12	意見	地震対策編 2章 6節 応急活動体制の整備 第1 災害対策本部体制の整備 3、業務継続計画(BCP)の見直し及び推進 ・・・行政管理課は、業務継続計画を管理し、各課が行う見直しの結果を取りまとめ更新する。とあるが、最後文への追加を次のように記載願います。	我孫子市災害時業務継続計画については、現在も市のホームページ等において公開しています。また、具体的な目標数値などの設定を行う計画ではないため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、

		<p>・更新後に、市民へ報告をする、なお、報告内容は、当初目標と実施状況を報告し、差が見受けられたら、次への予定も報告をする。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。 なお、修正後の業務継続計画についても市のホームページにて公開する予定です。</p>
	理由	<p>市民の非常時における生活（人生）の安心安全のためと考えました。</p>	
2-13	意見	<p>地震対策編 2章 6 節 応急活動体制の整備 第2. 情報収集・伝達体制の整備 1. 通信施設の整備 (1) 防災行政無線（固定系）の整備 (防災行政無線（固定系）の整備) ⇒下部に□あり その中に、ア・・・増設・・・(平成27年度に8基)、イ・・・(平成25～27年度に70基)と記載があるが、 ＊整備済なのか、これから整備をするのかなどを記載願います。</p>	<p>パブリックコメントにおいては、資料編を意見募集の対象としていないため、防災行政無線について整備済みである旨の記載内容が分かりにくい点がありました。大変に申し訳ございません。 防災行政無線の整備箇所一覧については、「資料編 資料2-1」において記載されているため、原文通りとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、分かりやすい記載内容となるよう取り組んでいきます。</p>
	理由	<p>・10年もたっているため、当時の環境が変化をしていると、考えられるので、計画通り整備済なのかが、不明！ 今後も計画をしていくのだろうと考えると、もう少し、分かりやすい、言葉を追加すべきである。市民の安全安心のため、よろしくをお願いします。</p>	
2-14	意見	<p>地震対策編 2章 6 節 応急活動体制の整備 第2. 情報収集・伝達体制の整備 1. 通信施設の整備 (6) Wi-Fi の整備 ・・・・さらに、帰宅困難者一次滞留施設にも拡大する。 とあるが、追加記載を次の言葉をお願いしたい。 「この他に、市役所等の公的施設にも、場合によっては、避難者への対応が必要となることから、整備を図ることとする」</p>	<p>避難者等がスマートフォン等を利用して情報が得られるよう、避難者が避難する公共施設(避難所)に優先してWi-Fi設備を整備していく計画となっていることから、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	理由	<p>市民の情報共有する安全安心ため、記載をお願いします。</p>	
2-15	意見	<p>地震対策編 2章 6 節 応急活動体制の整備 第2. 情報収集・伝達体制の整備 2. 無線従事者の確保 人事課は、市職員の無線従事者の資格取得者を管理するとともに、業務上必要な数の有資格者の確保を図る。とあるが、この後に、→『一般市民等にも、有資格者（アマチュア無線資格者等、【団体含む】を含む）が居るため、非常時における、協力体制を図る事を目指して、体制を整備するよう図る事とする。』と記載修正をお願いしたい。</p>	<p>記載内容については、市の防災行政無線等の通信手段を使用するにあたって、無線従事者を確保するためのものであることから、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	理由	<p>職員のみでは、手が足りない。市民の中には、アマチュア無線資格者のグループもあると聞き及ぶため、市民の安心安全のため、協力体制を図る事も、今後必要となるのではと考えました。色々あると思いますが、チャレンジを！お願いします。</p>	
2-16	意見	<p>地震対策編 2章 8 節 被災者支援体制の整備 第3. 生活救援体制の整備 1. 給水体制の整備 (2) 水源の確保 ・・・・また、4日目以降は、生活用水も加えて、一人あたり1日20リットルを確保する。これらの水源を確保するため、次の整備を進める。とあるが、この水量を50リットル確保する旨、修正をお願いします。</p>	<p>スフィア基準による生存に必要な最低必要水量については、1日以上滞在する場合の「受入／一時滞在センター」では、1人1日につき15リットルとされています。そのため、スフィア基準を上回る量を確保目標としていることから、原文通りとさせていただきますが、水源の確保については大変に重要であることから、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。</p>
	理由	<p>・考え方として、我孫子市は、(都市部)と考えるため、考え方を、スフィア基準を参考にすると、生存に必要な水の量は、一人1日あたり、50リットルが必要と記載があるため、目標として、参考にてみると、市民は、安心安全な生活が出来るのではと、また、前向きな避難生活が出来ると考えます。および、人間の免疫向上に対しても、水を必要とも言われています。</p>	

2-17	意見	地震対策編 2章 9 要配慮者安全確保体制の整備 第2 外国人の支援 企画政策課および市民安全課は、・・・多言語による広報の充実を図るとともに、・・・連携などを行う。とあるが、多言語化（10ヶ国程度）を修正追加願います。また、『優しい日本語への整備を図る事も併せて、整備を図る事。』と追加修正を行う。	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法や目標数値など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	現在、我孫子市は、既に主な外国人としては、主な国としては、10か国程より、来日して、生活を営んでいるため、今までの資料は4か国程度を整備しているみたいですが、10カ国を目標とお願いをします。常に生活をしている、市民の安心安全のため、このように気づきました。及び『優しい日本語』化を導入すると、最終的には、色々な外国人への対応が、易しくなると考えられる。費用も削減となる。	
2-18	意見	地震対策編 3章 1節 市外応急活動体制 第3 災害対策本部 1. 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (災害対策本部設置基準) 囲みの中に、ア、・・・イ、・・・ウ、その他の・・・との記載があるが、(災害警戒本部設置基準)内にある、『北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき』を追加願います。また、それに伴い、元々の、ウその他の・・・は、記号を、エと修正をお願いします。	ご意見をいただきました「北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき」につきましては、今回の計画から記載している「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に基づき、「災害警戒本部」を自動設置・自動配備する設置基準としていることから、原文通りとさせていただきます。 なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表後に、震度5以上の地震を当市で観測した場合などには、災害対策本部が設置されます。
	理由	市民の安心安全のため、先に災害警戒本部が設置されたのであれば、その情報で、災害対策本部を設置していただき、対応をしていただくと、市民が安心安全に過ごせるのではと考えました。	
2-19	意見	地震対策編 3章 8節 避難 第3 避難所の開設 3. 避難所の開設 (収容人数の基準) 囲みの中に、ア、24時間以内の短期間避難 ・一人あたり2㎡程度を目安とするがあるが、3.5㎡程度を目安と修正をお願いします。 イ、長期・・・避難の場合は、4㎡と記載があるが、これを4.5～5.5㎡程度を目安としたい、と修正をお願いします。	災害発生後に長期的な避難が必要な場合には、スフィア基準である1人あたり3.5㎡を上回る4㎡程度を目安としています。しかしながら、災害発生後24時間以内については、大きな混乱も予想されることから、避難者の生命の安全確保の観点から、可能な限り多くの避難者を受け入れるため、1人あたり2㎡程度を目安としています。そのため原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	・スフィア基準を目安にした場合へと、修正をお願いします。大事な市民の命を守るためにも、市民の安心安全のために、チャレンジをお願いします。	
2-20	意見	地震対策編 3章 14節 感染症対策・清掃・廃棄物対策 第3 ごみ・廃棄物処理 1. がれきの処理 (3) 第一次処理対策の実施 ア、ごみの一次集積 災害発生時後・・・搬出を行う。作業は委託業者等へ要請をするものとする。とあるが、自宅から、一次集積所までの移動が出来ない方々への対応をするため、『ボランティアの力などを借用することも検討を図る』と、修正追加をお願いしたい。	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法や目標数値など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	非常時のための、非常に大事なことであり、能登半島地震の事も、合わせて検討をすると、市民の安心安全のためには、必要と考えました。	
2-21	意見	地震対策編 3章 14節 感染症対策・清掃・廃棄物対策 第4 し尿の処理 1. 仮設トイレの設置	避難所のトイレ環境については、スフィア基準では、発生初期段階では、50人あたりトイレ1基、中期段階では、2

		(2) マンホールトイレ 各避難所の収容人数 80 人に対して、災害用のマンホールトイレを 1 基設置する。とあるが、『収容人数 20 人に対し、災害用のマンホールトイレを 1 基設置する。』と修正をお願いします。	0 人あたり 1 基の設置を目安としています。 我孫子市地域防災計画では、仮設トイレや組み立て式トイレ、簡易トイレなどの様々なタイプのトイレを活用し、トイレ環境の整備を図っていくことになるため、マンホールトイレのみで対応していくものではありません。そのため、原文通りとさせていただきますが、避難所におけるトイレ環境の整備については大変に重要な対策であることから、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・スフィア基準の資料から、市民の安心安全のため、目標数値を変更願います。また、前向きな避難生活が出来ると考えます。 ・多くの集団的な、行動を考えると、同じような時刻に、どのような人間でも、トイレへの行動が起きることは明白です。そのため、トイレハウスでも、気分を高揚できそうな、トイレ空間が必要であると考えます。工事個所に仮に設置したような、狭い和式（場合によっては、洋式）トイレでは、前向きな避難生活に繋がらないと感じます。 ・数量や、材質にもこだわりを持った、安心できるトイレ空間をぜひお願いします。 	
2-22	意見	<p>総論編 第 2 節 第 7 公共的団体 その他 防災上重要な施設の管理者 8.</p> <p>(1) 要配慮者の支援に関すること (2) 災害ボランティア活動の支援に関すること とあるが、⇒令和 6 年 6 月 6 日に、我孫子市と社会福祉法人 我孫子社会福祉協議会は、『災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定』を締結してあるため、新たに『(3) 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する業務を行うこと』追記し、他に関係する箇所にも、この協定に関する内容を、補正修正を行うこと。</p>	総論編第 2 節に記載されている業務の大綱につきましては、様々な関係機関の処理すべき業務の大綱を記載しているものです。そのため、関係機関の具体的な対策内容や、詳細な業務内容については、地震対策編や風水害対策編に記載しています。災害ボランティアセンターの活動については、地震対策編第 3 章第 18 節に記載しているため原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	<p>被害を受けた場合に、関係する箇所への追加修正をして、市民への安心安全のため、締結した協定を最大限に生かす努力をお願いします。</p> <p>関係する協力団体に対しては、社会福祉協議会へ、目標等の作成等を指示願います。</p>	
2-23	意見	<p>風水害対策編 第 3 章 第 2 3 節 火山噴火対策 第 2 降灰対策 1. 降灰調査、 2. 交通対策、 3. 農産物等への対策</p> <p>とあるが、気象庁は、1 月 14 日に、富士山での大規模噴火に備え、気象庁が導入を検討している、広域降灰の予測情報に対する有識者検討会の会合が、行われた。これによると、都心でも、厚さが 10cm に達するとある。都心に近い我孫子市でも、降灰が 2cm～10cm 程度の予測が想定される。この影響は、単に農作物のみだけではなく、電子機器などや、各家庭のエアコンなどに対して、また、各個人の健康に大きな影響が及ぶのではないかと不安が大いにある。そのため、市民に対して、対策を周知することをお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史からも、資料があるためその資料を示す事が大事と考える。 	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法や目標数値など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	我孫子市民の安全安心のため、情報を周知等の対策を行うべきと、考えました。	
2-24	意見	<p>地震対策編 第 2 章 第 1 節 防災力の向上 第 2 防災訓練の実施</p> <p>1. 市総合防災訓練 2. 避難所運営訓練（大規模・・・） 3. 避難所設置・開設・受付・運営訓練（風水害） 4. 福祉避難所設置・開設・受付・運営訓練にそれぞれ記載してあるが、この中に、次の言葉を追加してほしい。 ⇒各訓練に対しては、20代から 50 代までの働き盛りの方を地元（市内）での災害時への稼働を検討する事は、大変</p>	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法や目標数値など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。

		であるため、小学校（４年生以上）や、中学校生徒や、高校生徒などに対して、訓練を体験させていくことが、今後の市民の安心に繋がるため、小学生以上から高校生へ（先生も含む）災害対策訓練を経験させる。と追記記載願いたい。	
	理由	先日、H 中学校での防災キャンプを行った際に、小学校５年生が、素晴らしい意見を発言し、及び行動をしていたため、考えました。広げたいと思いました。	
2-25	意見	地震対策編 ３章 １２節 生活救援対策 第２ 食料の供給 2.食料の確保 (3) 食料の確保 供給する食料は、できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。また、乳幼児のための粉・液体ミルク、食物アレルギーにもできるだけ配慮を行う。とあるが、この「できるだけ」を除却して、頂きたい。健康のため、カロリー（タンパク質）等も考慮する。	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法や目標数値など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	市民の安心安全な健康のためには、食物アレルギーに対しては、厳しい位の対応を行う必要があると考えます。 なお、市民の方にたいしても、自分や家族のアレルギーは把握をしておくことが、ベースであると考えますが、今後、今はアレルギーに関係ないとの方も、今後新たな食物アレルギー発見されるかもしれないため、マッチングが大事。市民の健康を重視していただきたい。	
2-26	意見	地震対策編 ３章 １２節 生活救援対策 第１ 飲料水・生活用水の供給 1. 家庭内備蓄の活用 広域的に断水した場合、災害発生当初は、重要施設への優先給水を行うため、断水世帯の市民は、備蓄する飲料水で対応することを原則とする。とあるが、『備蓄する飲料水（ミネラルウォーター【硬水】を含む）』と追記修正をお願いします。	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法や目標数値など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	この地球には、水が、軟水及び硬水がある。また、日本は自然豊かな地域であるため、水は、「軟水」及び「硬水」が有る事は周知のことです。そのため、「軟水・・・水道水」だけではなく、『硬水（ミネラルウォーター）』も表示をした方が健康的にも、良いのではと考えるためです。	
2-27	意見	風水害対策編 第３章 第８節 避難 第２ 避難指示等 2. 避難指示等の発令 (2) 緊急安全確保措置の指示 (避難の種類及び発令基準の目安)として、囲みの中に色々と記載があるが、これは、(外水氾濫)のみである、この発令基準が外水氾濫のみであれば、手賀川や手賀沼との内水氾濫には、使用できない。又、降雨の量がひどい場合には、エリアが限定的に、被災を受ける場所が、我孫子市内には、数多くある様に見受けられる。この事態を解消するためには、「該当場所を特定できる方式（例えば、国土交通省が実施している、『ワンコイン浸水センサー実践実験』などを利用して、市民への早い情報提供などを行うことが出来れば、安価で備えることが出来る。と推定できる。この『ワンコイン浸水センサー実践実験』を参加利用するよう、対策を図る事が必要となる。対応をお願いします。	内水氾濫（内水浸水）についての避難情報の発令基準（目安）や発令の地域を設定することは非常に困難であることから、原文通りとさせていただきますが、ご提案いただきました内容については、風水害対策編第２章第２節において新たに記載した「流域治水の推進」などの対策も踏まえ、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	市民への安心安全のため、整備費用は、安価にて出来るのではと考えます。	
2-28	意見	地震対策編 ２章 ８節 被災者支援体制の整備 第３. 生活救援体制の整備 1. 給水体制の整備 (4) 市民・事業所での確保	個別の防災関係施策を実施するための具体的な方法や目標数値など、詳細な内容をすべて地域防災計画に記載していくことは困難であるため、原文通りと

		イ、風呂の残り湯を取っておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにする。とあるが、風呂の残り湯（入浴剤を入れていない湯）をとって、と（）内を追加修正する。	させていただきますが、ご提案いただきました内容については、事業実施や災害対応にあたる際の参考とさせていただきます。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が、残り湯を色々な、場面で使用する場合には、入浴剤が入っていない方が、より広い用途へと使用できるためである。 <p>例、植物への水を与えようとする場合の場合などである。そのために、緊急時により安全な使用が出来るように、具体的な注意事項を記載することが、必要と考えるからです。</p>	

7 内容の修正について

今回寄せられたご意見に基づき、次の通り修正いたします。

なお、今回公表いたしました計画（案）の一部に誤字脱字等があり、修正をしましたが、計画内容に変更が生じるものではありません。

整理番号	ページ	章	修正前	修正後
2-8	42ページ	地震対策編 第2章 第5節 第2 避難場所等の整備	<p>1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>2行目から4行目</p> <p>市民安全課は、人口分布や避難所周辺の防災的環境の変化に応じて「<u>大地震に対する市町村避難対策計画推進要領</u>」（千葉県 昭和48年8月）の選定基準を参考に新たな避難場所の指定及び取消しを行う。</p>	<p>1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>2行目から4行目</p> <p>市民安全課は、人口分布や避難所周辺の防災的環境の変化に応じて「<u>指定緊急避難場所の指定に関する手引き</u>」（内閣府（防災担当）平成29年3月）の選定基準を参考に新たな避難場所の指定及び取消しを行う。</p>

8 担当 我孫子市役所 市民安全課 危機管理係 TEL : 04-7185-1111 (内線 295)